

【平成30年第3回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

平成30年10月15日 健康福祉委員長 田村 伸一郎

- 「議案第106号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について」
- 「議案第126号 平成30年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算」

《一括審査の理由》

いずれも国民健康保険財政調整基金に関する内容であるため、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 政令市及び神奈川県内の市町村における国民健康保険財政調整基金の設置状況について

政令市では札幌市、仙台市、さいたま市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、京都市、堺市、神戸市及び岡山市が設置済みであり、このうち横浜市については本年4月に設置されている。県内の市町村については、相模原市、横須賀市、山北町を除く全ての市町村が設置済みである。

* 国民健康保険財政調整基金の主な充当先について

国民健康保険事業特別会計における他の補正額との合計約25億円については、国庫負担金の返還に充てるものである。

* 国民健康保険財政調整基金へ毎年積み立てる額の算出根拠について

これまでの交付金の増額や対象経費に対して交付されている額を基に単価等から割り出し、4,000万円と算出しているが、実際には多少の誤差が生じると考えている。なお、基金の積立てにより生じる交付金の増加額は毎年度末における積立額が一定であれば同じ計算式となるため、結果として毎年、概ね同等の額が交付されるものと考えている。

* 每年積み立てるとした都道府県事業評価分4,000万円に係る評価項目の見直しが当面の間行われないと判断した根拠について

神奈川県に確認し、その旨の回答を得たものである。

* 国民健康保険財政調整基金の創設に伴う国の法定外繰入れの削減方針による保険料への影響について

法定外繰入れについては、国から今後削減するよう指導されているため、本市は保険者として、保険料の更なる収納率向上や医療費の適正化といった努力により達成すべきものだと考えているが、一方で被保険者からの保険料が急激に上昇することがないよう、府内で調整していくたいと考えている。

《議案第106号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第126号の審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第108号 川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審查結果》

全会一致原案可決

- 「議案第109号 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 国の養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う職員配置の規制緩和への考え方について

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正は、平成28年度に滋賀県ほか5県から養護老人ホームを本体施設としたサテライト型の養護老人ホームを設置したい旨の要望が厚生労働省宛てに上げられたことが背景にあり、翌平成29年度における国の検討会での調査・研究の中で、地方、特に過疎地域における職員確保の困難さについての意見が多く寄せられたことから、国の基準の一部改正に当たって、非常勤の常勤換算を可能とする等の職員配置に関する見直しが前提とされたものと認識している。

《意見》

- * 地方からの声を発端として国の基準が一部改正されたことにより、本条例の一部改正を行うものであるが、事業者からは職員配置に関する基準緩和がなされることにより入居者への適切な支援ができないとの声を聞いている。よって、このような形でサテライト型の養護老人ホームを増加させていくことにつながる本議案には賛成できない。

《審查結果》

贊成多數原案可決

- 「議案第115号 川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 駐車場運営における民間活用によるコスト低減効果について

現時点では具体的な数値を見込んでいないが、運用開始後に議会宛てに情報提供を行っていきたいと考えている。

* 駐車場の利用料金設定方法について

公募プロポーザル方式により事業者を選定する予定であり、駐車料金については事業者に提案してもらうが、事業者募集に当たっては診療を受ける方と面会者について、料金に関する本市の考え方を示す予定である。具体的には、診療を受ける方については現行料金と比べ負担増にならないようにし、面会者については一般利用者よりも低く料金設定していきたい。また、一日当たりの料金上限額を定めることなどを考えている。

* 現在と民間活用後における駐車場利用料金の比較について

診療を受ける方に対する民間活用後の料金は現在よりも負担増とならないようにならうにしたいと考えているが、面会者の料金は近傍類似施設と比べて現在の川崎

病院は割安となっており、現在よりも高くなる場合もあると考えている。

* 民間事業者による運営開始後の駐車場利用料金の改定について

民間事業者による運営開始後も事業者が独断で料金を変えることはできず、本市との協議を経て料金改定が行われていくこととなる。また、事業者の選定に当たっては、井田病院における先行事例も検証して本市としての考え方を示していきたいと考えている。

* 現在の駐車場の利用状況について

利用状況は利用台数で把握しており、176台分の駐車スペースに対して1日当たり2・3回程度の回転率で運営している状況である。なお、瞬間的な最大駐車台数は概ね100台である。

* 駐車スペースの一部を福祉との連携等による活用に転換することへの考え方について

川崎市立川崎病院医療機能再編整備基本計画において、駐車場については将来の建て替え時に、その時の医療需要に必要とされる設計・建設が可能となるよう空地として確保すると位置付けている。また、災害時の多目的利用の観点からも空地が必要であると考えている。

* 事業者に対する敷地の貸出し範囲について

川崎病院における医療機能再編整備の進捗に応じて、既存の駐輪場スペースを、駐車場横の現バイク置き場に確保することから、その部分を除いて貸し出す予定である。

* 病院利用者が利用しやすい駐車場とするための事業者公募時における制約について

病院利用者を最優先に、料金について本市としての考え方を示していくが、民間のノウハウ活用の効果を必要以上に狭めることとならないよう、一般利用者に関する利用料金等については制約を設けない予定である。

《意見》

* かわさき市民祭りやアメリカンフットボールの試合等、付近でイベントが催される際に一般の駐車場利用者が急増し、本来の病院利用者が駐車場を利用できなくなることなどのないよう、しっかり検討してもらいたい。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第128号 平成30年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第129号 平成30年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第130号 平成30年度川崎市介護保険事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第151号 川崎市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決